

社会福祉法人洗心会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人洗心会（以下「法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 理事に対する報酬については、評議員会の決議によって定める。

- (1) 理事長及び常務理事に対して報酬を支給する。賞与及び退職手当は支給しない。
 - (2) 理事長及び常務理事以外の理事に対して報酬を支給しない。ただし法人業務を行う場合には、費用弁償規程及び旅費支給規程に基づき費用を弁償する。
- 2 監事並びに評議員に対して報酬は支給しない。ただし法人業務を行う場合には、費用弁償規程及び旅費支給規程に基づき費用を弁償する。

(理事長及び常務理事の報酬算定方法)

第3条 理事長及び常務理事に対する報酬等の額は、別表1に定める額とする。

(法人職員給与との併給)

第4条 法人職員が理事を兼ね、職員給与を支給している場合は、役員報酬を支給しない。

- 2 理事が法人職員を兼ね、役員報酬を支給している場合は、職員給与を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長及び常務理事の報酬は、毎月25日に支給する。ただし、その日が休日又は日曜日にあたる場合は、その前の支給とする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに理事長及び常務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長及び常務理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から休日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長及び常務理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和元年10月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

別表1

役職名	報酬の額	
理事長	年額	340万円以内
常務理事	年額	340万円以内